

令和 4 年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

津市農業委員会

我が国の農業は、国民にとって必要な食料を生産するだけでなく、伝統や文化、国土の保全や治水等、国家の礎にも寄与する重要な産業の一つです。

しかしながら、人口減少や新型コロナウイルスによる外食機会の減少等によって農産物価格が低迷し、農業者の高齢化や資材価格等の高騰も相まって、農業者の減少が止まらず、耕作の不利な農地を中心に遊休農地が増加しています。

津市農業委員会は、法令に基づく農業委員会の権限事項に加え、こうした課題を解消するため、農地等の利用の最適化の推進についても重要な業務として位置付け、「担い手への農地利用集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」を図れるよう、微力ながら日々取り組んでいます。

つきましては、これらの取り組みをより実効性あるものとするため、農業委員会等に関する法律第38条第1項の農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出いたしますので、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年10月25日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津市農業委員会

会長 喜 多 義 幸

1 はじめに

津市農業委員会では、本意見書を取りまとめるにあたり、現場の意見を広く汲み取るために、令和4年6月から7月にかけて、津市農業委員会委員及び津市農地利用最適化推進委員から意見を聴取いたしました。

具体的には、農地等の利用の最適化の推進に係る施策の柱である「農地利用集積（担い手等への農地利用集積・集約化）」、「遊休農地対策（遊休農地の発生防止・解消）」、「担い手対策（新規就農・新規参入への支援）」、「農地等の利用の最適化の推進につながるその他の改善」の4項目について、記名方式にて回答を求めたところです。

その結果、

- ① 農地利用集積（担い手等への農地利用集積・集約化）・・・64人
- ② 遊休農地対策（遊休農地の発生防止・解消）・・・66人
- ③ 担い手対策（新規就農・新規参入への支援）・・・62人
- ④ 農地等の利用の最適化の推進につながるその他の改善・・・44人

延べ236人より意見が寄せられました。

本意見書の作成にあたっては、各委員から寄せられた意見をもとに、7月に市内11ブロックにおいて、全ての農業委員及び推進委員が参加する地域別事業推進会議、各ブロックの代表委員参加のもと8月に開催した事業推進会議において協議した内容を踏まえ、上記4項目に沿って意見内容を取りまとめたものです。

2 農地等の利用の最適化の推進に関する項目別の意見

(1) 担い手等への農地利用集積・集約化について

本市における担い手への農地の集積状況は、令和3年度末での集積面積が約2,675ヘクタール、集積率が33.0%で、担い手以外も含む農地の貸借は約3,697ヘクタールとなっています。

農業は、社会に貢献する部分も多くあるとはいえ、飽くまで産業の一つであり、農業者の減少も踏まえ、農地を効率的に集積し、最適化を図ることは重要な課題ではありますが、三重県が効率的かつ安定的な農業経営を営む指標として令和11年度に目標としている集積率70%とは、まだ差があります。

その要因として、かつては生活の糧だった農業は、他の産業がその中心となり、農業をしない世代が増え、農地を有効的に活用が出来ていない場合があること、ほ場整備から年数が経っていて再整備が必要であったり、ほ場整備されていても谷あいや中山間地域で法面が大きいことや獣害等で、ほ場の維持管理に手間が掛かること等に起因していると考えられます。

このような状況を踏まえ、担い手等への農地利用の集積・集約化をより一層推進していくため、津市農業委員会として、次のとおり意見いたします。

①【人・農地プランなど関連施策の周知について】

これまで、地域の農業は、地域の話し合いを基本に、ほ場整備や地域の共同活動などに取り組み、各農業者で耕作していましたが、こうした世代が引退するにつれ、農業をしない世代が増加し、効率的とはいえない状態で個々に地区内外の担い手等に集積されることが多くなりました。

農業も産業の一つで、効率的に耕作されることが重要であり、これまでも地域や市等が協力して地域の農業の未来図を描く人・農地プランの策定をし、効率的な集積について試行錯誤を重ねてきましたが、農地が個人の資産である以上、農

業をしない世代が、将来に渡って自分事として農地の最適化に関心を持ってもらうことは大変に意義があり、今後も継続して、地域の計画策定に協力いただきたい。

また、人・農地プラン及び関連施策を知らない農業者も多いことから、その啓発についても継続して取り組んでいただきたい。

②【ほ場整備の相談体制と獣害対策の継続について】

ほ場整備からかなり年数が経っていて大型機械が入れない、ほ場整備していても、谷あいや中山間地域においては法面が大きく獣害も多く、その維持に手間が掛かるため、効率を重視する担い手が引き受けない場合もあります。

集積を図るためには、ほ場整備も必要で、地元との意見交換や地権者の同意率等の条件面の緩和、予算の確保など、積極的に支援していただきたい。

また、取り分け中山間地域において、担い手等が耕作するためには、獣害対策が大変有益な手段であることから、継続して支援していただきたい。

（２）遊休農地の発生防止・解消について

本市における遊休農地の発生状況は、平成２８年度末で２，３００件、面積が約１５３ヘクタール、令和３年度末で２，３４２件、面積が約１５８ヘクタールと解消地こそあるものの、それを上回る勢いで遊休農地が増加しており、今後も耕作の不利な農地を中心に遊休農地の増加が懸念されます。

津市農業委員会では、平成２８年より津市農地利用最適化推進委員が中心となり、担当する地区の農地を基本として、パトロールによる利用状況の把握や農家からの相談など、日常的な活動を通じて遊休農地の早期発見に努めるとともに、担い手への農地集積をはじめ、中小・家族経営など多様な経営体による活用、農地の適正管理の指導など、津市農地利用最適化推進委員が津市農業委員会

委員と連携協力のもと、遊休農地発生の未然防止と解消に取り組んでいるところです。

このような状況を踏まえ、遊休農地の発生防止・解消の観点から、津市農業委員会として次のとおり意見いたします。

①【兼業農家も含めた中小農家への営農継続補助制度について】

ほ場整備され、かつ優良な農地については、効率が良いために担い手に耕作してもらうことも可能です。一方で、耕作の不利な農地は、引き受け手がなく、農地所有者や兼業農家も含めた中小農家が耕作することとなりますが、機械の故障等を契機として、遊休農地化する場合も散見されます。

農地全てが優良農地ではありませんので、こうした兼業農家も含めた中小農家が営農を継続できるような営農継続補助制度を整備していただきたい。

②【農地中間管理機構による積極的な農地の借り入れについて】

農地中間管理機構は、作り手の無い農地に対し、中間管理権を設定して、新たな作り手を探し、遊休農地解消にも一役買うことが期待されていますが、実際には、優良農地を中心に、出し手受け手双方の同意の有るものを対象としており、効果が上がっていません。

そこで、農地中間管理機構が積極的に農地を借り入れ、次の担い手に預けられるような体制づくりを整えて貰えるよう進言していただきたい。

また、これまで、農地の利用権を設定するための書類は、身近な市の施設で提出することが可能でしたが、来年度以降は、その根拠となる市の利用集積計画が、農地中間管理機構の利用配分計画に統合される予定で、提出先が不透明であるため、農業者の不便にならない様、関係者で十分協議していただきたい。

(3) 新規就農・新規参入への支援について

本市における認定新規就農者の状況は、平成30年度が4人、令和元年度が3人、令和2年度が1法人で、令和3年度は0人となっています。

また、耕作者が居なくなった農地の受け手である認定農業者や集落営農組織などの担い手の後継者不足が懸念されており、将来に渡って農業を支える人材の確保が課題となっています。

農業は、社会に貢献する部分も多くありますが、産業で有るが故、収益も追求しなければなりません。

このような状況を踏まえ、新規就農・新規参入への支援について、津市農業委員会として次のとおり意見いたします。

①【津市の農作物の収益性の向上と省力化への補助制度について】

新規就農が少ないのは、農業の収入は不安定で低く、また、重労働であることが大きな要因であると言えます。これまで、市、JA、県、地元が連携して津市の農作物のブランド化に取り組んできましたが、生産から加工・販売まで一体化したプロセスの構築により農作物の収益性が高まるよう引き続きブランド化に取り組んでいただくとともに、AIやドローンを活用する等、農業の省力化を図る農業者に補助を行うなど、津市で農業という職が魅力に感じられるような政策設計をしていただきたい。

②【新規就農者支援育成のための市独自の支援政策の検討について】

農業を始めるには生産技術が必要ですが、農業大学校やJAの営農指導、指導農業士等の地元農業者による指導体制、各種農業塾の開催など、これまでの関係者の努力によって支援体制は充実してきたと思います。一方で、ほ場や住まい、倉庫、農業機械などの生産設備等を整えるには、全てが新品では費用も掛かり過

ぎ、また、中古の物件でもすぐに見つからず、親元就農以外での新規参入が出来にくくなっています。

現在、社会問題として過疎地を中心に空き家が増えていること、また、前述の様に、担い手が引き受けない農地や遊休農地が増えていることをうまく調和させ、出来る限り離農者の機械を活用、若しくは中古も含めた機械購入補助をするなどして、未就労者を中心に、外国人や企業も含めて農業への参入をPRするなど、津市独自の新規就農者支援の政策設計をしていただきたい。

（４）農地利用最適化推進につながるその他の改善

上記の３項目とは別に、農地利用最適化の推進を図るためのその他の改善施策について、津市農業委員会として次のとおり意見いたします。

①【農業経費補助について】

新型コロナウイルスやウクライナ侵略を背景とした、燃料、電気料、飼料、肥料の高騰は、農業の経営に大きな負担となっています。比較的経営体力のある担い手にとっても相当な負担増になりますし、遊休農地の発生を抑制する兼業農家を含む中小農家や、経営が不安定な新規就農者にとっては、致命的となる恐れがあり、この困難を乗り越えるため、対象を拡大するほか条件を上乗せするなどして、継続して支援いただきたい。

②【農業用施設の維持管理について】

これまで、地域の農業は、地域の話し合いを基本に、地域の共同活動などに取り組み、各農業者で耕作していましたが、こうした世代が引退するにつれ、農業をしない世代が増加し、地域の共同活動などへの参加意識が薄らぎ、農道や用排水路といった農業用施設の維持管理の人出が減り、その管理が難しくなってきた。

ています。

多面的機能支払交付金を活用し、農業用施設の維持管理は地元、耕作は担い手が行う等役割分担を明確にして、地域の農業の未来図を作成するところがある一方で、地域の意見がまとまらず、交付金を活用できない地域もあり、地域によっては、農業用施設の維持管理ができず、ひいては担い手の撤退も想定されます。

そこで、農業用施設の管理については、これまでの地元管理から、市道と同じく、市へ管理移行していただきたい。

特に、市街化区域内にある農地や、農地だったところにある農道や用排水路については、地域の共同活動として、泥上げや、草刈りをする事が、非常に困難になってきており、市へ管理移行していただきたい。